

横芝光町農業委員会 7 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 7 月 5 日(火) 午後 4 時～午後 4 時 2 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 1 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 10 番 下高原 美津子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

令和 4 年度第 3 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年7月第3回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	(山田副町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましてはこの後、公務のためここで退席となります。 本日は、10番下高原委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 花澤成晃委員、11番 伊藤裕児委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年7月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、2件です。
なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。
申請地①と②の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、鳥喰下 字 稲市の田1筆、720㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ、相続により農地を取得したものの、町外に在住し農業を行っていない譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。

なお、登記簿上の地目は田ですが、現況は客土により畑となっています。

次に2件目の申請地は、母子 字 横割の田1筆、297㎡です。経営規模拡大を目指す譲受人へ、高齢となり耕作が困難となった譲渡人から売買により所有権移転しようとするものです。なお、現在、耕作条件が悪く保全管理となっており、許可後に客土を行う計画のため、着手前に「軽微な農地改良」の届出を行うよう案内済みです。

譲受人の住まいは町外ですが、申請地に隣接する農地を耕作しており、耕作に支障はありません。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番 12番秋葉です。この件は、農業をしてなく、相続で取得した申請地を手放したいという譲渡人の要望を受ける形で、売買により譲受人が取得をするものです。申請地は、譲受人の自宅に隣接し、管理もしやすく、とうもろこしの作付を予定しています。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので以上で質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番

2番川島です。この件は、経営拡大を目指す譲受人が、高齢のため耕作が困難な譲渡人から、売買により所有権移転するものです。なお、許可後は、農業委員会に届出のうえ、申請地に客土をして畑にする計画で、とうもろこしの作付を予定しています。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第3 議案第2号 令和4年度 第3次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年7月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が1件です。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、設定する権利はすべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、中台字在松および字砂月、字大辺田の田9筆、6, 239㎡、期間は10年3か月間です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

本件について、質疑を許します。

質疑ありませんので質疑を終了し、本案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、本案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和4年7月第3回農業委員会定例総会を閉会します。